

食安発0331第10号
平成27年3月31日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

食鳥処理衛生管理者の登録養成施設及び登録講習会の登録等について

平成26年6月4日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）」により、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）が改正され、平成27年4月1日に施行されます。

本改正により、食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限について、都道府県に移譲されることを踏まえ、「食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等について（平成16年2月27日付け食安発第0227007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」の全部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下関係者に対して周知を図るとともに、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

また、「食鳥処理衛生管理者の登録養成施設の登録等について」（平成16年2月27日付け食安発第0227006号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）は廃止し、その他なおその効力を有する通知中、養成施設又は講習会に関し「指定」とあるのは、必要に応じ「登録」と、「厚生労働大臣」とあるのは、必要に応じ「都道府県知事」と読み替えて適用するものとします。

記

第1 養成施設の登録の申請等

養成施設の登録の申請は、登録を受けようとする年度の前年度の11月30日（都道府県において定める場合は、その期日）までに行うこと。

第2 講習会の登録の申請等

- 1 講習会の登録を受けようとする者は、申請書に次の事項を記載した講習会実施計画書を添えて、都道府県知事宛てに提出すること。また、当該計画書

の提出をもって、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号。以下「令」という。)第11条第3項の規定による都道府県知事への届出を行ったものとみなすので、その内容に変更のない限り、登録を受けた後にあらためて計画書を届け出る必要はないものであること。

なお、申請書には、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号。以下「規則」という。)第15条に定めるとおり、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書が必要であること。

- ① 講習会の実施者の氏名及び住所
(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- ② 令第9条各号のいずれかに該当する事実の有無
- ③ 法人にあつては、役員の氏名、住所及び略歴
- ④ 講習会場の名称及び所在地(講義のみ)
(2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。)
- ⑤ 実習を行う場所の名称及び所在地
- ⑥ 講習会の実施期間及び日程
(2回以上に分けて開催するときは、各回ごとに区別して記入すること。)
- ⑦ 受講予定人員
- ⑧ 受講料
- ⑨ 講習科目及び時間数
- ⑩ 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数

科目	時間数	講師氏名	職業	備考

第3 講習会の課程等

- 1 規則第14条第1号は、食鳥処理衛生管理者に必要な最低の基準を示したものであるから、でき得る限り、これ以上の科目及び時間数を増加して実施することが望ましいこと。

- 2 本講習会の受講修了者（全講習時間の90パーセント以上の時間を出席し、かつ、各科目についてその講習時間の50パーセント以上を出席した者に限る。）に対しては、別紙による修了書を交付すること。

第4 その他

- 1 厚生労働省において、養成施設の登録状況を一元的に把握し、厚生労働省ホームページにおいて公表するため、養成施設の登録、登録養成施設の内容変更の届出又は取消し等厚生労働省ホームページ掲載事項（養成施設の名称及び所在地、登録年月日、適用が開始される入学年度並びに電話番号）に係る変更があった場合は、その内容を厚生労働省に情報提供すること。
- 2 厚生労働省において、講習会の登録情報を一元的に把握するため、講習会の登録、変更又は休廃止等登録台帳に係る変更があった場合は、その内容を厚生労働省に情報提供すること。

(別紙)

修了書

氏名

年 月 日生

右の者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第5項第4号に規定する都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了したことを証明する。

平成 年 月 日

講習会主催者名

印

第 号